

水道料金と合わせて、簡易水道料金も改定となります。(令和8年6月～)

(令和8年市議会2月定例会で審議予定)

(1) 水道事業と簡易水道事業は同じ料金体系

静岡市では“同一市民・同一料金”の考えのもと、簡易水道事業も水道事業も同じ水道料金です。

そのため、水道料金の改定と連動して簡易水道をご利用の皆さまも料金が変わります。

(2) 簡易水道事業の経営状況

簡易水道事業は、水道事業と同じ料金としていますが、その料金収入では不足(事業費の約9割)しているため、一般会計(税金)で不足分を補填しています。

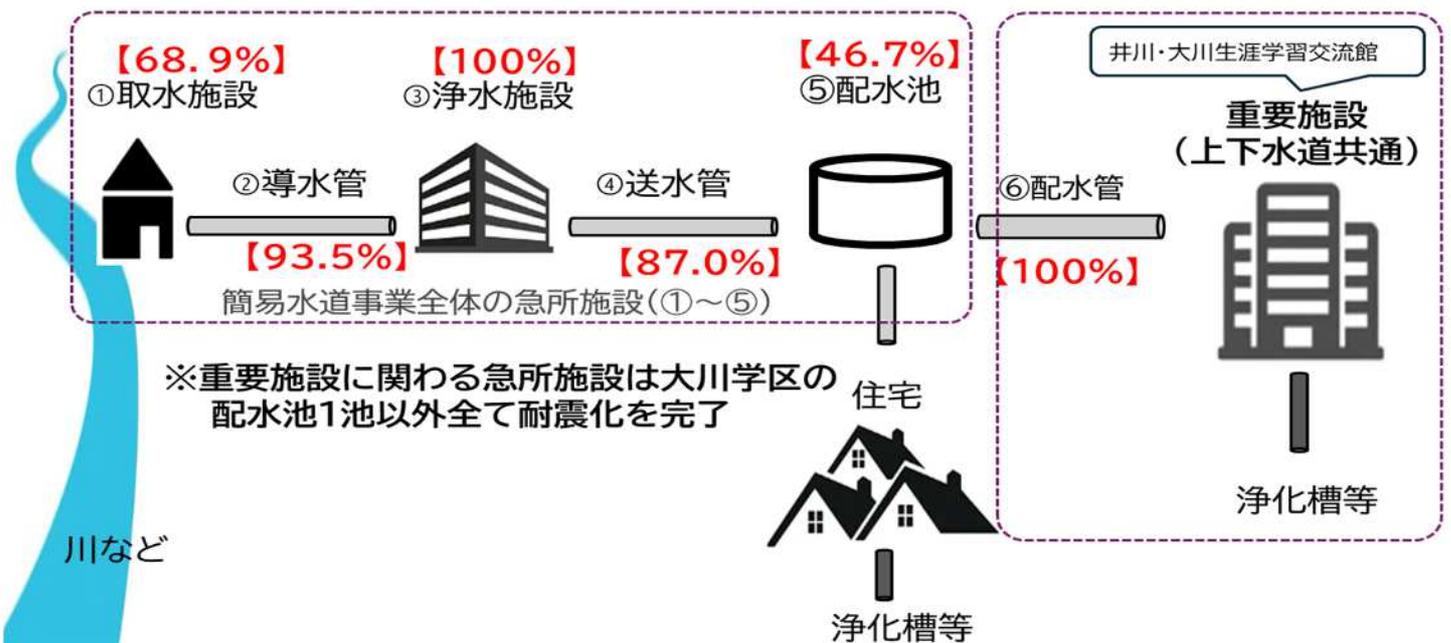
(3) 令和22年までの15年間で目指す姿

大災害時においても、早い段階で市民の皆様が一定の給排水サービスを利用できるように、最重要な給排水経路を選択して、取水から排水処理までの経路がつながっているという状態を確保します。(=「選択的線的耐震化」)

- 令和17年までに、井川・大川小中学校区にそれぞれ1箇所の避難所(給水拠点)にて給排水ができる状態

静岡市簡易水道施設の耐震化適合率

静岡市簡易水道の2025年3月時点の耐震化率を【】表記



令和7年7月～12月に経営協議会で審議し、令和7年12月19日に協議会から審議結果をいただきました。

(審議内容の閲覧はコチラ)

静岡市上下水道事業経営協議会



水道事業の料金改定に関する情報

